

議案第 7 0 号

日出町まちづくり基金条例の一部改正について

日出町まちづくり基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町まちづくり基金条例の一部を改正する条例

日出町まちづくり基金条例（平成 1 9 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号から第 8 号までを次のように改める。

- （１） 地域振興、地域情報化及び国際交流の推進
- （２） 住民福祉及び健康づくりの推進
- （３） 子育て支援の充実
- （４） 生活環境の確保及び自然環境の保全
- （５） 地域特産品の開発及び地場産業の育成並びに観光の振興
- （６） 防災対策及び減災対策の推進
- （７） 教育の振興、教育施設の整備及び生涯学習の推進
- （８） 文化財の保護及び芸術文化の振興

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和4年度日出町一般会計歳入歳出予算で定める日出町まちづくり基金（以下「基金」という。）の処分について適用し、令和3年度日出町一般会計歳入歳出予算で定める基金の処分については、なお従前の例による。

理 由

日出町まちづくり基金を処分することができる事業を改めたいので提出する。